

事前予約制
(相談時間50分)

福岡商工会議所の無料経営相談窓口

秘密厳守

相談窓口の
ご利用の前に
チェック！

- 原則として、福岡市内で事業を行っている方、創業を予定されている方であれば、法人・個人事業主を問わずご利用いただけます。
※記憶相談窓口につきまして、法人の方は対象外となります。
- 相談内容に関する資料などございましたら、可能な限りご用意ください。

(R7.11.12現在)

ご相談内容	相談員	開設日	開設時間 (休憩:12時~13時)	場所	予約電話番号 お問い合わせ		
◆経営相談窓口◆							
公的融資、補助金、経営全般 米田自動車関税措置等	当所経営指導員	月~金曜日	9:00~17:00	東部、中央 南部、西部 各オフィス	中小企業経営支援部 【東部オフィス、中央オフィス】 092-441-2161 (東区、博多区、中央区) 【南部オフィス】 092-562-4117 (南区) 【西部オフィス】 092-831-4151 (城南区、早良区、西区)		
◆記帳相談窓口◆							
記帳	当所記帳指導職員	月~金曜日	9:00~17:00	会議所ビル 2階 会議所ビル2階 ※南部オフィス (第2週のみ) 南部オフィス			
◆経営力強化 特別相談◆							
経営戦略、事業承継	中小企業診断士	第1・第3月曜日	10:00~16:00				
資金繰り、収益改善	経営コンサルタント	第2・第4金曜日	10:00~16:00				
◆課題別 専門相談◆							
経営全般 (創業、経営革新等)	中小企業診断士	月~金曜日	9:30~17:00 (一部10時~16時)				
販路開拓・拡大	経営コンサルタント	毎月1回 (不定期)	10:00~16:00				
税務・財務	税 理 士	毎週火曜日	9:30~17:00				
		第3月曜日	10:00~16:00				
雇用・労務 (雇用主側の相談)	社会保険労務士	毎週木曜日	9:30~17:00				
		第2月曜日	10:00~16:00				
人材採用・定着	キャリアコンサルタント	第1・第3木曜日	10:00~16:00				
デジタル化 (IT入門・ホームページ作成)	ITインストラクター	第1金曜日	10:00~16:00				
デジタル化 (Web・SNS集客、SEO対策)	SEO・SEMコンサルタント 集客方法コンサルタント	毎週水曜日 第3金曜日	10:00~16:00				
デジタル化 (業務改善・IT導入等)	YOKA-DIGI ITコンサルタント	第2・第4木曜日	10:00~16:00				
法律(事業に関する相談)	弁 護 士	毎週金曜日	10:00~16:00				
事業承継	福岡県事業承継・引継ぎ支援センター 担当者	第3水曜日	13:00~17:00				
◆日本政策金融公庫 出張相談窓口◆							
融資・創業資金等	日本政策金融公庫	第1・第3水曜日	13:00~16:00	会議所ビル2階			
		第1・第3木曜日	13:00~16:00	西部オフィス			
		第2・第4水曜日	13:00~17:00	南部オフィス			
◆取引適正化推進相談◆ (福岡県よろず支援拠点と共同設置窓口含む)							
取引適正化	中小企業診断士	第2木曜日 (当所単独設置)	10:00~16:00	会議所ビル 2階	福岡県よろず支援拠点 092-622-7809		
	福岡県よろず支援拠点専門家	第2・第4水曜日	10:00~16:00				

上記のほか、相談内容に応じ以下の専門機関をご案内いたします。

■福岡県中小企業活性化協議会(収益力改善、事業再生、再チャレンジ) ☎092-441-1221 ■福岡県事業承継・引継ぎ支援センター(M&A、親族承継等) ☎092-441-6922

◀福岡市 特定創業支援等事業(スタンプラリー)について▶

当所及び福岡市の経営相談窓口(会議所ビル2階)において、福岡市 特定創業支援等事業(スタンプラリー)の相談助言を受けることができます。

※上記開設日は変更になる場合がございますので、各問合せ先にお問い合わせください。

各オフィスへのアクセス

- ◇ 東部オフィス、中央オフィス(東・博多・中央区担当) : 博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所ビル2F
- ◇ 南部オフィス(南区担当) : 南区大橋2-1-1 大橋花村ビル2階
- ◇ 西部オフィス(城南・早良・西区担当) : 早良区西新1-10-27 西新プライムビル4F

相談窓口 ホームページ



取引適正化 推進相談窓口・専門家派遣

相談無料

ご予約はお電話で受付

 **092-441-2161**まで

中小企業においては、人件費や原材料・エネルギー価格の高騰に、取引価格が追いついていない状況です。福岡商工会議所では、これらの課題を解決するために相談窓口を開設いたします。
※より深いご相談になる場合は、専門家派遣をご利用いただけます。窓口ご利用後、別途ご相談ください。

こんなお悩みはありませんか？



- ✓ 取引先に価格交渉・転嫁に応じてもらえずお困りの方
- ✓ 原材料費や人件費の高騰を価格に反映できずにいる方
- ✓ 価格交渉をどう行ってよいか分からない方
- ✓ 中小企業庁などで公開されている価格交渉ツールの使い方が分からない方
- ✓ 取引適正化によって、賃金を上げる環境を整備したい方

取引適正化で、経営力の強化を

人件費や原材料費・エネルギー価格などが上昇した際に、その上昇分をモノやサービスの価格に適切に反映できない状況が続くと、企業の利益が減り、働くみなさんの賃金や経営に影響が出てしまいます。



取引先との円滑な交渉で、コストの上昇に見合った取引価格の実現へ

課題解決のためのノウハウを丁寧に紹介します！

適正な価格設定により、企業の利益が維持され、賃金のアップや経営の安定につながります。

相談窓口開設のご案内

相談日 ▶ 毎月 **第2** 木曜日 10:00~16:00

※ **1社**：相談時間 **50分**

場 所 ▶ 福岡商工会議所 2階

対 象 ▶ 中小・小規模事業者(会員・非会員問わず)


費 用 ▶ 無料

専門家 ▶ 中小企業診断士

内 容 ▶ 取引適正化でお困りのこと全般

- ・交渉方法
- ・価格交渉ツールの使い方
- ・適正価格の設定方法 等

予 約 ▶ 福岡商工会議所 中央オフィス/東部オフィス

TEL：092-441-2161  **要・事前予約**

悩んでいること、
知りたいことがあれば、
お気軽に窓口へ
ご相談ください



第1・第3水曜日には、福岡県よろず支援拠点との共同設置による相談窓口も併設しております。詳細・予約方法等はQRコードよりご確認ください。



令和7年度

WEB + 会場

オンライン受験

リアル会場受験

福岡検定

FUKUOKA-KENTEI



今年のテーマ
福岡と外国の繋がりと歴史・交流

みんな受けてみんなね！



子ども区分新設

学生は受験無料!!

全国だれでも挑戦可能!

合格特典

博多はじき

福岡検定限定デザイン



福岡宮はじきを作っている
博多人形師「白彫会」の
職人さんが一つ一つ手作り
毎年変わるデザイン!

昨年の博多はじき

試験日

令和8年

1月25日



申込期間

令和7年11月1日(土)

~令和8年1月19日(月)

	受験料	団体受験料(10名以上)
初級	2,600円 (学生は受験無料)	2,000円 (学生は受験無料)
中級 上級	3,600円 (学生は受験無料)	2,800円 (学生は受験無料)
子ども	無料	無料

インターネット環境がない方などはこちら!

●希望者を対象に先着で会場受験を実施します。
詳細はチラシの裏面を参照ください。

[問い合わせ先]

株式会社J&Jヒューマンソリューションズ 内

「福岡検定」試験申込みデスク

092-781-8701 (9:30 ~ 17:30、土日祝日除く)

WEB受験の
詳細はこちら



●主催：「福岡検定」実行委員会 (主催：福岡市、福岡商工会議所、(公財)福岡観光コンベンションビューロー)

●後援：九州運輸局、福岡県、(一社)全国旅行業協会、(公社)日本観光振興協会、九州旅客鉄道(株)、西日本鉄道(株)、(一社)九州観光機構、西鉄旅行(株)、(株)JTB、(株)日本旅行、(公社)福岡県観光連盟、福岡市ホテル旅館協会、(一社)福岡市タクシー協会、博多まちづくり推進協議会、We Love天神協議会、九州産業大学、福岡市教育委員会、九州国立博物館、日本経済大学

詳しくはWebで

福岡検定

検索

お問い合わせ先

「福岡検定」実行委員会
試験全般に関するお問い合わせ

092-711-4353

[年末年始 (12/29 ~ 1/3)・
土日祝日を除く 10:00 ~ 17:00]



福岡検定とは?

福岡市の魅力をより広く、より深く知ることによって「福岡通」になるための検定試験です。福岡市の歴史や文化、観光などに関する幅広い知識を学ぶことで、郷土愛を深め、福岡での生活をより豊かなものにする共に、福岡を訪れる方々に「おもてなしの心」で接するための基礎知識を身につけることを目的としています。

観光関連事業者の皆様のスキルアップや、市内事業者の皆様の企業研修にも活用いただけます。

申し込み
待っています!



試験要綱

【試験日】令和8年1月25日(日)

受験開始 可能時間	初級(全50問)	11:00~12:00	開始後30分間
	中級・上級(全80問)	13:00~14:00	開始後60分間
	子ども(全30問)	9:30~10:30	開始後30分間

※多肢選択式

※中級・上級は同一問題を使用し得点に応じて合格判定します。

※「子ども」の詳細は、福岡検定ホームページよりご確認ください。

【実施方法】インターネットに接続されたPC(タブレット、スマホ含む)からのオンライン試験

【申込期間】令和7年11月1日(土)~令和8年1月19日(月)

【申込方法】個人での申込みと団体での申込み方法があります。

①個人

福岡検定のホームページからインターネットで申込み

②団体(10名以上)

福岡検定のホームページから団体受験チケット購入手続き後、受験者各自がインターネットで申込み(支払方法:チケット払い)

【受験資格】学歴・年齢・性別・国籍等に制限はありません。

【受験料】初級2,600円、中級・上級3,600円

※団体の場合、初級2,000円、中級・上級2,800円



学生は受験料無料!!

※福岡市内の学校に通う学生または福岡市に居住する学生が対象(学校教育法等の規定に基づき設置される学校に限ります。)

【合格発表日】令和8年2月16日(月)10時

テーマ問題 「福岡市と外国の繋がり~歴史・交流~」

「福岡市と外国の繋がり~歴史・交流~」をテーマに各級で数問程度、公式ブックおよび福岡市観光情報サイト「よかなび」等からテーマに合致する内容を出題します。

「福岡検定」公式ブック『福岡博覧』1,980円(税込)

海鳥社(TEL:092-272-0120もしくは<http://kaichosha-f.co.jp/>)

購入方法:福岡県内の各書店およびインターネット、郵送にて販売

参考文献

【全級共通】

◆『新修 福岡市史 ブックレット・シリーズ1

わたしたちの福岡市一歴史とくらしー』1,980円(税込)

◆『新修 福岡市史 ブックレット・シリーズ2

シーサイドももち海水浴と博覧会が開いた福岡市の未来ー』1,980円(税込)

いずれも梓書院(TEL:092-643-7075)

購入方法:福岡県内の各書店およびインターネット、郵送にて販売

◆福岡市観光情報サイト「よかなび」(<https://yokanavi.com>)

【主に中級・上級試験の受験者向け】

◆『FUKUOKA アジアに生きた都市と人びと』

(福岡市博物館常設展示公式ガイドブック)1,101円(税込)

購入方法:福岡市博物館ミュージアムショップ

(TEL:092-823-2800)にて販売。通信販売可。

合格特典

1.個人特典

①福岡検定公認!「2026福岡おもてなしマイスターバッジ」贈呈

②市内観光施設の利用の割引や景品の提供など

※合格特典は変更になることがあります。

③白彫会職人手作り福岡検定限定「博多はじき」

2.団体特別特典

福岡検定公認!「福岡おもてなし団体2026」

の盾の贈呈



令和6年バッジ(デザインは毎年変わります)

インターネット環境がない、オンライン受験が不安等の理由がある方を対象とした**会場受験**を実施します!

対象:受験にあたり、インターネット環境がない、オンライン受験が不安等の理由がある方で、会場へ来場して受験できる方

定員:30名(先着順となります)

申込方法:必要事項を記入の上、往復はがきでお申し込みください。

①郵便番号、②住所、③氏名、④電話番号、⑤生年月日、⑥年齢、⑦受験級(初、中・上)

申込締切:令和7年12月19日(金)必着

申込先:〒810-0072 福岡市中央区長浜1-1-35 新KBCビル5F

株式会社J&Jヒューマンソリューションズ 内

「福岡検定」試験申込みデスク

問い合わせ先:092-781-8701(9:30~17:30、土日祝日除く)



受験までの流れ

①往復はがきで申し込みをする
令和7年12月19日(金)必着

②はがき(復)に記載の口座に受験料を振込む
令和8年1月19日(月)までにお振込み

③会場に来場して受験する
令和8年1月25日(日)
初級:11時開始 中・上級:13時開始

会場:福岡市赤煉瓦文化館
(福岡市中央区天神1丁目15-30)

※定員に限りがありますので、定員に達し次第締め切りとなります。結果は全員にハガキ(復)にてお知らせいたします。

※新型コロナウイルス感染症の状況等により「中止」とする場合があります。

※取得した個人情報は、福岡検定の実施や結果送付のほか、受験履歴の管理、関連事業等のご案内等、目的遂行に必要な範囲に限り使用します。

2026年1月から「下請法」は「取適法」へ！

下請法の改正法が2026年1月1日に施行され、
規制内容の追加や規制対象の拡大がなされるとともに、
法律名も変更されます（新通称：「取適法（とりてきほう）」）

改正事項

法律の題名・用語の変更

下請代金支払遅延等防止法

製造委託等に係る中小受託事業者に対する
代金の支払の遅延等の防止に関する法律

下請代金

製造委託等代金

親事業者

委託事業者

下請事業者

中小受託事業者

適用対象の拡大

●適用基準に「従業員基準」を追加

従来の資本金基準に加え、従業員基準（300人、100人）が追加され、規制及び保護の対象が拡充されます

●対象取引に「特定運送委託」を追加

適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます

禁止行為の追加

●「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止

代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決定が禁止されます

●「手形払」等を禁止

手形払が禁止されるとともに、その他の支払手段（電子記録債権等）についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されます

面的執行の強化

●事業所管省庁に指導・助言権限を付与

事業所管省庁において、指導及び助言ができるようになるほか、報復措置の禁止に係る情報提供先にも事業所管省庁が追加されます

その他

- 製造委託の対象物品に金型以外の型等が追加されます
- 書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法による方法とすることが可能になります

取適法の概要

適用対象取引

①取引の内容と②資本金基準又は従業員基準から定めています

対象取引

取引の内容

資本金/従業員基準

(いずれかの基準に該当すれば適用対象)

- 「製造委託」「修理委託」「特定運送委託」
- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に限る)

委託事業者	資本金3億円超	⇒	中小受託事業者	資本金3億円以下
	資本金1千万円超3億円以下			資本金1千万円以下
	従業員300人超			従業員300人以下

- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く)

委託事業者	資本金5千万円超	⇒	中小受託事業者	資本金5千万円以下
	資本金1千万円超5千万円以下			資本金1千万円以下
	従業員100人超			従業員100人以下

義務・禁止事項

委託事業者には、4つの義務と11の遵守事項が課されています

義務項目	具体的な内容
① 発注内容等を明示する義務	発注に当たって、発注内容(給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法)等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示すること
② 書類等を作成・保存する義務	取引が完了した場合、給付内容、代金の額など、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成し、2年間保存すること
③ 支払期日を定める義務	検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定めること
④ 遅延利息を支払う義務	支払遅延や減額等を行った場合、遅延した日数や減じた額に応じ、遅延利息(年率14.6%)を支払うこと

禁止項目	具体的な内容
① 受領拒否	中小受託事業者には責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否すること
② 支払遅延	支払期日までに代金を支払わないこと(支払手段として手形払等を用いること)
③ 減額	中小受託事業者には責任がないのに、発注時に決定した代金を発注後に減額すること
④ 返品	中小受託事業者には責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品すること
⑤ 買ったたき	発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ著しく低い代金を不当に定めること
⑥ 購入・利用強制	正当な理由がないのに、指定する物品や役務を強制して購入、利用させること
⑦ 報復措置	公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁に違反行為を知らせたことを理由に、中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いをすること
⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済	有償支給する原材料等で中小委託事業者が物品の製造等を行っている場合に、代金の支払日より早く原材料等の対価を支払わせること
⑨ 不当な経済上の利益の提供要請	自己のために、中小受託事業者に金銭や役務等を不当に提供させること
⑩ 不当な給付内容の変更、やり直し	中小受託事業者には責任がないのに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、無償でやり直しや追加作業をさせること
⑪ 協議に応じない一方的な代金決定	中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること

取適法の内容や詳細なガイドブックについては、公正取引委員会のウェブサイトを御確認ください

